

**Einheitliche  
Prüfungsanforderungen  
in der Abiturprüfung  
Japanisch  
アビトゥア試験統一基準  
「日本語科目」**

各州文部大臣協議会における決議  
1999年3月31日

**Sekretariat der Ständigen Konferenz  
der Kultusminister der Länder  
in der Bundesrepublik Deutschland  
ドイツ連邦共和国各州文部大臣  
常設協議会事務局**

日本語版発行：国際交流基金日本語国際センター  
翻訳：武田醇一  
校閲：持田節子、久保田美子、佐々木寿子

"Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung Japanisch" is reproduced by permission of Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland, 53113 Lennéstraße 6, Bonn, Germany, ©Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland, 2000.

## はじめに

いま海外の日本語教育は、初中等教育において拡大しつつあります。高等教育とは異なり、年少者に対する日本語および日本に関する基礎教育を担う初中等教育においては、とりわけ、統一性や一貫性のあるシラバスやガイドラインの整備が重要となるのです。すでに本格化している国々においても、さらに充実を図るために、常にシラバスやガイドラインの最新化が行われています。その動向や成果は、これから本格的に取り組もうとする国々にとっては、きわめて重要な参考資料となるのです。国際交流基金のみならず、海外の日本語教育に携る関係者にとっても、それぞれの国や地域での教育指針を知り、的確に対応するうえで貴重な情報となっています。日本語国際センターでは、それら原本を附属図書館に収蔵して関係者に提供してまいりましたが、和訳がなかったため、原語を解する方々のみの利用に限られていました。また、ホームページ上の「国別情報」でも詳細に紹介することができなかつたのです。

その不都合を解消することによって関係者間の相互交流を図り、より一層日本語教育を拡充するための一助として、このたび7カ国（韓国、中国、インドネシア、ニュージーランド、米国\*、英国、ドイツ）から9点のシラバス・ガイドラインを選び翻訳刊行（分冊）することといたしました。同時にホームページ上でも公開いたしますので、皆様はお手元で世界の日本語教育のさまざまな取組みの背景や展開を見ることができるのです。ひとくちに日本語教育といいましても、実に多様な目的や目標、方法や手段、そして課題があることがお分かりいただけるものと思います。むろん、今回の対象がすべてではなく、引き続き多様な取組みをご紹介してまいりたいと計画しております。

今回の翻訳刊行は、それぞれの原著作者・機関（別記）のご理解とご協力なしには実現いたしませんでした。日本語教育に携る者同士の共感が実を結んだものと思います。ここに、謹んで謝意を表します。

2002年（平成14年）3月

国際交流基金日本語国際センター  
所長 加藤 秀俊

\*米国分は、ホームページ上での公開のみ。

## 日本語翻訳版の刊行にあたって

本書は、"Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung Japanisch" (編集：ドイツ連邦共和国各州文部大臣常設協議会事務局、発行：Hermann Luchterhand 社、発刊：2000年7月)を日本語に訳したもので、ドイツの中等教育機関・ギムナジウム卒業試験（アビトゥア試験）の1科目となっている日本語試験の指針を示すプランです。ドイツでは、しばしば原題を略したEPAという名称で呼ばれています。

ドイツの教育制度では、一般的に、4年間の初等教育修了後、主に大学進学希望者が行く9年制のギムナジウム、卒業後実業高等専門学校などへ進む5年制の基幹学校・6年制の実科学校の三つの学校へ進路が分かります。アビトゥア試験と呼ばれるギムナジウム卒業試験は、国立大学に独自の入学試験がないドイツでは、同時に大学入学資格取得のための試験となります。

ドイツは連邦制で、初・中等教育に関する行政の権限は16州の各文部省にあり、州によって制度や方針が異なります。このため、常設の各州文部大臣協議会が各州の調整をはかっています。EPAは、アビトゥア試験の各科目共通基本理念を述べるとともに、各科目について試験問題の種類や出題範囲・方法、評価の項目や基準に一定の指針を示すもので、アビトゥア試験に各州間での互換性を持たせることを目的に、全国统一基準プランとして作成されるものです。日本語EPAは、ラインラント=ファルツ州の関係者が担当して作成、1998年に各州文部大臣協議会に提出したもので、1999年3月31日に認定されました。EPAの認定により「日本語」は、制度上、国のレベルで公式にアビトゥア試験の一科目として認められたこととなります。実際に、日本語のアビトゥア試験が実施されるためには、さらに州レベルでの施策として、各州独自の日本語科目ガイドラインが州文部省の認可を受けていることが必要です。こうした条件を満たした4州のギムナジウム数校で、既に日本語科目のアビトゥア試験が実施されています。

ドイツの中等教育、特にギムナジウムにおける日本語教育は、1980年代から盛んになりました。1987年から1993年には、ベルリン、ハンブルグ、ニーダーザクセン、ノルトライン=ヴェストファーレン、ラインラント=ファルツ、ヘッセンの6州で、中等教育における日本語導入のための制度作りや教材・カリキュラム整備等を目的としたモデルプロジェクトが行われました。その後日本語をギムナジウムで教える州は徐々に増えつづけ、現在ドイツ16州の中で12州に日本語授業を実施しているギムナジウムがあります。日本語授業の位置づけ、授業時間数等は学校によって様々で、アビトゥア試験が可能な学校もある一方、日本語授業が宿題や成績にしばられない課外活動の一部として行われている学校もあります。

アビトゥア試験では、各生徒が、通常筆記試験3科目と口頭試験1科目を受験することになっていますが、必修科目・選択科目、基礎科目・重点科目等様々な科目の位置付け、及び生徒自身の履修科目の組み合わせによって、生徒一人一人がどの科目で試験を受けることになるかには、複雑な規定があります。日本語は、現在原則的に口頭試験科目となっていますが、日本語の位置づけが変わり、筆記試験に取り入れられる可能性もあります。

中等教育レベルでの日本語授業実施校は現在約50校、日本語学習者数は合計約1500名(2001年)で、この数は、1900年代後半からほぼ横ばい状態です。しかし、登場当時珍しい科目として特別視されることが多く、様々な例外的措置を得て徐々に軌道に乗ってきた日本語授業が、このEPA作成・認可によって、現行制度の中に「普通の科目」としての参画を果たしたことになり、その意義は大きいものです。

アビトゥア試験統一基準「日本語科目」作成委員  
ドイツ語圏中等教育日本語教師会会長

WHU-Otto Beisheim Graduate School of Management - 日本語専任講師・日本研究センター研究員

持田節子

ケルン日本文化会館日本語教育専門家

久保田美子

# 目 次

## アビトゥア試験統一基準に関する協定

(1979年6月1日 各州文部大臣協議会に於ける決議 1989年12月1日改定版) ..... 1

## アビトゥア試験統一基準「日本語科目」

(1999年3月31日 各州文部大臣協議会に於ける決議)

### 現代外国語科目におけるアビトゥア試験

出題・実施に関する一般的注意事項	4
1. 日本語科目の試験で要求される学習範囲	6
1.1 言語能力・運用力及び知識	6
1.1.1 言語との関わり	6
1.1.2 言語構造の習得	7
1.2 言語に関するより幅広い認識	7
1.2.1 言葉の考察	7
1.2.2 日本についての一般的知識(日本事情)	8
1.2.3 文学	8
1.3 科目領域を越えた試験で要求される学習範囲	8
2. 筆記試験	9
2.1 一般的注意事項	9
2.2 課題の種類	9
2.2.1 文章問題	9
2.2.1.1 課題の種類と量	9
2.2.1.2 設問の種類及び学習目標との関連	10
2.2.2 複合問題	10
2.2.2.1 語彙と文法に関する課題	11
2.2.2.2 ドイツ語への翻訳	11
2.2.2.3 聴解試験	12
2.2.2.4 視覚的題材ないしは文章による題材に基づく作文	12
2.3 試験成績の判定	13
2.3.1 一般的注意事項	13
2.3.2 内容に関する評価	13
2.3.3 言語理解・運用に関する評価	14
2.3.4 総合点の算出	14
2.3.5 「可」(最低基準)の評価「5」	15

3.	口頭試験	16
3.1	試験の目標	16
3.2	課題作成	16
3.3	成績判定基準	17
4.	基礎科目コース筆記試験の出題例	18
4.1	解説	18
4.2	基礎科目コース筆記試験の例	18

## アビトゥア試験統一基準に関する協定

(1979年6月1日 各州文部大臣協議会に於ける決議  
1989年12月1日改定版)

各州文部大臣協議会<sup>(訳注1)</sup>は、「アビトゥア試験統一基準改善声明(1977年11月18日 KMK 決議)」の中で、アビトゥア試験<sup>(訳注2)</sup>の試験方法及び要求事項を改善するための各州共通の基盤を定めた。そこでは以下の原則が確認された。

アビトゥアの試験方法及び要求事項を改善する上で重要な課題は、わかりやすく比較可能な基準で高校卒業試験の評価を行うことである。この課題は大学入学者数に制限のある学科の入学者選別に関係するだけでなく、とりわけ教育学上の見地からも必要となる。

ただし、アビトゥアの試験方法及び要求事項の、各州共通に行う必要かつ望ましい改善は、ドイツ連邦主義的原則上、及び学校の成績評価という教育学上生じる範囲でのみ可能である。

上記の原則は以後効力を持ち続けている。「中等領域Ⅱのギムナジウム後期の改編に関する協定(1972年7月7日 KMK 決議)」の改定決議(1987年12月3日、4日及び1988年4月11日)の中で、これらの原則に次のような趣旨の補足がなされた。それは「試験要求レベルをこれまで以上に適正でかつ全国的に統一された形で確定するために、具体的な学習範囲・試験範囲を設定する」、詳しくは「適度な詳細さを持ったレベルまたは中庸な抽象性をもったレベルに設定する」という「基本目標」に沿って、試験統一基準を引き続き改善していくことである。

これに沿って、1979年及びそれ以降の統一試験基準が多くの科目に追加された。職業ギムナジウムや職業教育課程の分野の特殊科目でも新たな統一試験基準が作成された。この間、各州文部大臣協議会では、教育学や専門教授法の発展及び現場の学務の変化に応じて、適切な時期に統一試験基準を見直し、検討する計画が何度も議題に取り上げられている。

---

(訳注1) Kultusministerkonferenz(KMK)：直訳は「文部大臣会議」

ドイツでは教育は州政府の専管事項であり、連邦政府は高等教育、学術・研究などの一部に権限を持っているにすぎない。連邦全体にかかわる大綱的な基準に関しては、各州の文部大臣によって構成される文部大臣会議の決議によってできる限り制度的統一化、レベルの標準化は試みられているが、この決議には法的拘束力がない。

そうした背景事情を考慮して「各州文部大臣協議会」と和訳したが、名称が長いので以下ではしばしば独文の短縮略称 KMK をそのまま使用した。

(訳注2) Abiturprüfung の訳語について

一般には「ギムナジウム(高等学校)卒業試験」と訳されているが、ドイツではこれがそのまま大学入学資格ともなるので、その意味も含めて「アビトゥア試験」と訳した。

このように補足または新たに作成された統一試験基準が目指しているのは、アビトゥア試験の要求事項を教育的に責任の取れる範囲で統一し、それによって、学習範囲と試験範囲を記述し、課題の構成や試験の成績評価のために重要な指針を提示することである。

この目的を達成するため、各科目の統一試験基準（科目協定）には、以下の事項が含まれている：適度な詳細さを持ったレベルまたは中庸な抽象性をもったレベルで、試験の学習範囲・試験範囲を記述すること。その際、要求される成績には幅広い一般的専門知識が求められ、一定の学習範囲・試験範囲内の知識がいずれのアビトゥア試験でも通用することが保証されなければならない。個々の課題では、限られた範囲での能力と見識を確認することしかできない。適度な詳細さを持ったレベルまたは中庸な抽象性をもったレベルを超える試験内容の規格化は避けるべきである。また、特定の専門的事項を優先することも意図してはならない。その他、実質的な事由があれば、「科目協定」には、一定の程度までなら、記載された学習範囲・試験範囲を超えてもよいという「代替案」が含まれている。

課題が一定の専門に偏重せず、均衡のとれたものとなるようにするための課題領域を科目別に記述すること。ここでは、大学入学資格試験としての条件に適合するよう、単なる既得知識の披瀝は避けるべきであり、試験の場で適切な取り組みが出来ないような課題による過度の要求も避けること。従って、課題の重点が置かれるのは、受験者が既知の内容を自主的に選択し、消化し、表現し、また習得内容を応用することによって、新たな状況で記述できる領域である。

課題の種類及びその作成方法について詳細に記述すること。特に、定めた学習範囲と試験範囲が課題作成に及ぼす影響について記述すること。また重点が置かれるのは、課題とその期待される成績が、試験前に実施された授業内容と明らかな関連性を持つことである。

試験の成績評価についての指示。ここでは、教育学上必要な評価を型どおりに下すのではなく、相対評価につとめること。また、どこから「可」と認められるか、最低合格基準も記述すること。試験で期待されている要求レベルを示し、また尺度となる例題を記述すること。なお、成績評価についての提案は参照事項としては有効であるが、確定事項として誤解されないようにすること。

この統一試験基準で提示される枠組みによって、各州のシラバスの相違及びそれぞれの授業状況や試験状況の相違を考慮することができる。同時に、各科目及び科目グループにおける課題とその評価方法をよりクリアに概観し、比較することができる。

ここで注意すべきことは、ギムナジウム後期の教育・学習目標が試験要求事項に反映されるのは部分的かつ限られた範囲に過ぎない点である。その理由は学校が卒業試験の準備をする以上の役割を果たしているためである。ギムナジウム後期での学習は、考えること（思考）の喜びを促進すべきものであり、単なる知識や能力を伝授するだけではなく、連邦基本法及び各州憲法に表されているような姿勢や価値観をも育成するものでなければならない。なお、ギムナジウム後期における授業及び教育に関する各州共通の教育的目標については、「ギムナジウム後期の活動に関する勧告（1977年12月2日 KMK 決議 1988年12月19日改定版）」の中で記述され説明されている。



統一試験基準の実施と適用に関しては以下の諸点が特に重要である：

一般大学入学資格の取得のために各科目がそれぞれ特別な意味を有することとは別に、統一試験基準では以下のことが保障されている。それは各科目は学習能力向上に貢献し、異なる学習状況・生活状況でも応用できる知的精神構造をつくりあげるといった学術的な教育学的観点において、すべての科目は試験科目として等しい価値を持つということである。

統一試験基準は、全体として、学問思考の人間形成という概念に相応しいものであること。その概念とは、あらゆる生活領域で多様な変化について思考を深めることを促すものである。

統一試験基準が前提とする授業は、自主的学習、学問指向の勉強・その応用力を培うとともにコミュニケーション能力や他人との協力姿勢の涵養を目指したものである。従って優先的に実践すべきなのは、問題意識を刺激する授業の方法と自主性とコミュニケーション能力の向上に役立つ学習・指導形態である。

統一試験基準の公表によって、各科目が無関係で並存するような事態を生じさせないこと。授業は、それぞれの専門領域を越えた協力関係、複数の専門分野に及ぶ問題提起、及び社会的・知的・政治的变化に対する議論と問題意識を促すものでなければならない。

各州文部大臣協議会は、このアビトゥア試験に関する協定事項の中に、教育学的課題に関し、ドイツ連邦共和国の教育制度内で共通する解決策の糸口を見ている。それゆえ、文部大臣協議会は、以下の点で合意する：

1. 1987年12月3日、4日決議に沿って改定または新たに付加された科目別の統一試験基準は、各州においてアビトゥア規定の実情に従ったアビトゥア試験学科別基準の基本原則として導入され、遅くとも1992/93学年度の開始時にギムナジウム後期に進学する生徒を対象に適用するものとする。
2. これらの科目別統一試験基準は、教育学や教授法の進歩及び実際の学務の推移に対応し、応用できることは前向きに受け入れること。従って、基準は適切な時期に見直し、改善するものとする。

# 現代外国語科目におけるアビトゥア試験 出題・実施に関する一般的注意事項

外国語の新しい専門的教授法や方法論の分野には、解釈や方針の違いに左右されない一つの共通原則がある。現代外国語科目でのアビトゥア試験の統一基準は、その共通原則に基づくと共に、科目固有の特殊性に考慮している。

## 試験で要求される学習範囲

以下の領域である：

言語能力及び運用力

専門的知識及び理解力

複数学科にまたがる共通の学習目標（文献参照・学習方法・判断等に関する能力）

## 基礎科目コースと重点科目コースにおける試験で要求される学習範囲<sup>1)</sup>

1972年7月7日の「ギムナジウム後期の編成に関する合意（1997年2月28日改定版）」では、基礎科目コースの役割はギムナジウム後期に学術研究の準備となりうる基礎的レベルの教育を行うことにあり、重点科目コースの役割はギムナジウム後期に学術研究の準備となりうる更に高度な教育を行うことにあるとされている。

アビトゥア試験の基準に関する現代外国語の基礎科目コースと重点科目コースの特に重要な相違は以下の諸点である：

課題解決に必要な言語的及び内容的な能力レベル

取り扱うインフォメーションの量

思考の複雑さ（相互に関連のある事実及び問題の数）

提示されるテキスト及び質問内容またはテーマ設定の抽象度

課題解決へ誘導するヒントの割合

課題に取り組む学習方法意識への要求度（学習方法に関する知識とその応用における確実さ）

転用能力の程度（既習事項を新たな状況または異なる抽象レベルへ転用する能力の程度）

問題への取り組みと解答に際して期待される概念差別化の程度

問題への取り組みと解答に際して期待される言語上及び思考上の自主性の度合い

---

<sup>1)</sup> 出題事例は今のところ基礎課程用だけしかない。

## 試験問題の設定

アビトゥア試験で想定される設問形態：

知識と能力を統合的に適用することを求める設問

少なくとも一つのかなり大きな課題において、外国語で文章を作成することを求める設問

課題の種類には以下のものがある：

文章問題（一つのテキストを中心にした課題）

複合問題（様々な課題の組み合わせ）

## 成績の判定

試験の成績判定に際しては以下の原則が適用される：

成績判定は基礎科目コースも重点科目コースも同一の基準によって行われること。段階付けは「試験で要求される学習範囲」で指定した項目に沿って行う。

言語能力と内容が判定対象となるが、言語能力がより重要視される。言語能力に関しては、言葉の正しさと表現能力（文の構成及びスタイルの要素もあわせて）が判定される。内容に関しては、文章と問題の理解力並びに論述能力と判断能力が判定される。

複合問題では、それぞれの部分が別々に判定されるが、総合点は組み合わせ状況に応じて、個々の評価をもとに総合的判断によって算定される。言語能力または内容に関する分野で成績が不十分な場合には、総合点が3点を上回ることはないものとする。このルールは、複合問題においては複合された個々の課題に適用される。

## 1. 日本語科目の試験で要求される学習範囲

日本語科目アビトゥア試験には基本的に、日本語特有の、またはその枠を超えた学習領域及び必要とされる能力がある。以下の通りである：

### 1.1 言語能力・運用力及び知識

簡単な日本語を聞いたり読んだりして理解する能力、並びに日本語を話したり書いたりして適切に表現する能力

発音・語彙・文字と文字の使用に関する知識・文法及び意味論の分野での言語構造の習得

#### 1.1.1 言語との関わり

##### < 聞き取り能力 >

内容も言語レベルも余り難しくないテキストが余り速くないテンポで読まれるのを理解する能力、即ちテキストの内容の重要点を把握すると共に、必要に応じて話者の意図を汲み取る能力

会話において、余り速くないテンポで話される話の内容をその前後関係と関連付けて理解する能力

社会言語的に意味のある特定の言葉の傾向を認識する能力

##### < 話す技能と口頭表現力 >

日本語を適切な発音とイントネーションで理解できるように話す能力

通常の基礎的語彙・特定のテーマにおける重要関連語彙及び日本語の基本構造を口頭コミュニケーションにおいて活用する能力

日本語で行われる会話に適切かつ能動的に参加する能力

聴いたり読んだりしたテキストの内容を、易しい言葉を使ってまとめた形で再現すると共に、内容に関する質問に答える能力

個人的な体験と印象を報告したり、個々の報告内容に関連付けて意見を述べたりする能力

##### < 読解力 >

言語的にも内容的にも難易度の適当な文学的テキストや叙述文に記された内容の概略及び個々の重点事項を把握し理解する能力

文中の言語的表現方法と構造を把握し、明確に認識し得る様々な言語のレベルやテキストの種類を区別し、それを内容と関連付けて理解すると共に、その表現意図を把握する能力

##### < 文章表現能力 >

通常の基礎的語彙・特定のテーマにおける重要関連語彙及び日本語の基本構造を文章表現に活用する能力。文字の習得もこれに含まれる

読んだり聞いたりしたものを課題に従って、言語的に正しく、関連付けて表現する能力

場合によっては既存知識を取り入れながら、事実関係と問題点に関連付けて表現・説明し、それに関してコメントする能力

### 1.1.2 言語構造の習得

日本語習得には詳しくは、以下の言語能力・運用力が前提とされる：

#### <発音>

発音及びイントネーションを一般的に受入れられるレベルまで習得していること

#### <文字・表記>

平仮名と片仮名双方の文字を確実に習得しており、五十音図について知識があること

重要で基本的な漢字を知っていること

3種の文字（平仮名・片仮名・漢字）の使い方を知っていること

#### <語彙・意味>

授業で習った基礎的語彙と状況やテーマに応じた関連語彙を習得していること

文章読解に必要な基礎的語彙を習得していること

口頭表現及び記述に際して、状況と相手に適した表現をするための言語手段を習得していること

#### <文法>

現代日本語の基本的な文法構造を習得していること

一貫性のある文章もしくはテキストを書くのに必要な基本的な文やテキストを書く方法を習得していること

文章の文法的基本要素、例えば、文と文の接続・省略・章節の構成・明確化の手法・ニュアンスづけなどを習得していること

## 1.2 言語に関するより幅広い認識

### 1.2.1 言葉の考察

言葉への考察は言語構造の認識を深め、言葉の機能及び効果に関する知識を支える。以下に記す知識と認識が必要である：

発音とイントネーションについての基本的法則に関する知識

文法に関する記述における基本的な重要語・カテゴリーに関する知識

単語や文の構成における基本的要素に関する知識

話し言葉と書き言葉の基本的相違、及び重要な言語上のバリエーションに関する知識

文体についての基本的事項とその効果に関する知識

言葉と社会の関わりに関する認識

### 1.2.2 日本についての一般的知識（日本事情）

テキストに適切に取り組むために、そして問題意識をもって日本の実情を認識するためには、社会や文化についての一般的知識や理解が必要である。それには以下の分野の知識が必要である。

地理的・経済的・政治的事情とその関連性

歴史的・社会的発展状況

日本社会における生活様式や行動パターンを知るために必要な日常生活の様相

思想史、芸術及び文化

### 1.2.3 文学

日本語の表記体系はヨーロッパ人には特殊で馴染みが薄いため、日本文学の原文は限定的にしか使用出来ない。従って、日本文学への導入として、場合によっては教育的観点から手を加えたテキストを使ったり、翻訳を添えたりする必要がある。これらの導入を経て受験者は以下の知識や認識をもっていなければならない：

重要な文学上のジャンルについての知識

重要な文学的表現手段及びその機能についての知識

文学とその社会的背景との関係についての認識

人間としての基本的体験・問題・行動様式の様々な表現方法と価値評価についての認識

他の言語共同体やその文化に接する場合には、寛容性が必要であり、日本語学習においてもステレオタイプな物の見方や先入観（偏見）を認識したり、それらの背景を探ったりする能力の養成が求められる。日本事情や文学を相応しく取り扱うことはその一部である。

### 1.3 科目領域を越えた試験で要求される学習範囲

参考となる補助手段（例えば辞書・文法書・百科事典・二次資料・統計等）を正しく利用する能力、及び自主的に情報を収集する能力

辞書にとらわれず、推論する能力、例えば文脈から、形態論的法則や語形成の規則から、推論する能力、または類似性を認識することによって推論する能力

テキストの内容をまとめ、概念を定義する能力

意味のある解り易いメモを作成する能力

テキストから一定の観点に沿った必要情報を抽出し、それを整理してまとめ、コメントする能力  
構造原理を認識する能力、及び明確な構成で、一貫性のある作文をする能力

知識と情報を正しく伝え、それをまた新たな関連で処理する能力

未知のテキストを十分に自力で理解する（文章編成・図表作成等々）手順についての知識

社会的・文化的事情を把握し、表現する能力

立場の相違を把握し、自分の立場を適切に説明する能力

## 2. 筆記試験

### 2.1 一般的注意事項

筆記試験の課題において求められるのは以下の点である：

言語知識と運用力

科目領域及びその領域を越えた知識と認識に基づく事実ならびに問題把握力

テキストの理解、及び日本語によって自分で文やテキストを書くための方法についての知識と能力

テキストの選択（場合によっては絵や図も含む）には以下の規定がある：

言語的に適度な難易度でなければならない。

テーマと構造が適度な複雑さでなければならない。

内容が日本の一般的な文化と社会を表すものでなければならない。

テーマが受験者にとって、自分や周囲の環境、及び人間存在の基本的問題との関わりにおいて意味のあるものでなければならない。

日本の書き言葉、特に文字の特殊性に配慮し、原則的に独和・和独の両辞典並びに漢字字典の使用が許される。テキスト中の個々の単語が使用を許された辞典などの手段によっても十分理解できない可能性がある場合は、日本語による言い換えや説明、ドイツ語による訳や説明を加えても良い。また漢字で書かれた難しい単語には平仮名で振り仮名をつけてもよい。

### 2.2 課題の種類

日本語科目アビトゥア試験の筆記試験には次の二つがある。

文章問題（一つの大きなテキストを中心にした課題）

複合問題（様々な課題の組み合わせ）

#### 2.2.1 文章問題

文章問題ではテキスト読解力、指示に従ってテキストを分析する能力、及び内容について自分の意見を表明する能力が試される。これらの能力の測定は、受験者が内容に一貫性のある独自の文章やテキストを日本語で書くことによってなされる。

##### 2.2.1.1 課題の種類と量

文章問題の基本は、一つのテキストまたはテーマに関連性のある二つのテキストである。さらにテキストを図表等と組み合わせることも許される。テキストとして適しているのは、簡単な文学的テキストや叙述文である。テキスト及び設問におけるテーマの方向づけは各州の基礎科目コースのためのシラバスに従って行われるものとする。

テキストの難易度判定には以下の基準に注意すること：

未習語彙の語要素の数（語彙と文字 / 漢字）

構文の複雑さ

テキスト全体の構成の複雑さ

前提として知っているとみなせる特定事項に関する知識の量

テキストの量 / 長さは以下の諸点に左右される：

難易度

設問の数とそのレベルの高さ

文章問題に与えられる時間

テキストが短縮されなければならない場合には、その特質（用語や表現スタイル、構成、テキストの種類、内容、傾向）が損なわれないよう注意しなければならない。しかし易しい言葉に言い換えるなどの簡略化は少しであれば許される。学校監督官庁に提出される試験問題原案には、省略や簡略など変更部分が明示されていなければならない。

上記の基準を考慮すると、試験問題のテキストは 600～800 字（原稿用紙 1.5～2 枚）の長さのものが適当である。「第 11 学年からの日本語」基礎科目コース用には、テキストは 400～600 字（原稿用紙 1～2 枚）の長さのテキストを使用すべきである。外国語としての日本語用教材にあるテキストの使用も認められる。

#### 2.2.1.2 設問の種類及び学習目標との関連

テキスト読解において設問がねらいとしているのは以下の点である：

- a) テキスト中に明示された情報、即ち「内容」（例えば：場所・時間・登場人物・出来事・意図・問題点・原因・結果）を理解すること
- b) テキストが表現しようとしていることへの理解（人物の性格、行動のモチーフ、テキストの種類によって異なる特定の表現手段、テキストの組み立て、叙述の順序、思考の道筋、テキストの種類）
- c) テキストの内容を越えた関連事項についての認識（例えば：与えられたテキストをテーマによって分類すること、自分の経験や価値観に基づいてテキスト中に指摘されている問題点や個々の観点についての自分の意見を形成すること）

重点は内容及び事実関係に置かれる。設問は、

上記 a) の領域（内容理解）

及び

上記 b) あるいは c) どちらかの領域（テキストを深く掘り下げて理解すること、あるいは関連付けて認識すること）から少なくとも一つなされるべきである。出題に際して余りにも細かい指示は避けなければならない。全ての領域を合わせて少なくとも 4 つ、最多で 8 つの設問がなされるべきである。

#### 2.2.2 複合問題

複合問題は主要課題 1 つに加え( 2.2.1 参照 ) 通常 1 つ最多で 2 つの追加問題によって構成される。試験前の授業で扱うテーマの重点によっては、絵や図を見たり、テキストを読んだり、あるいはその両方を組み合わせたりした材料を使ったりして、それに関連した作文を書かせてもよい。



2.2.1 に記された事項の趣旨は、複合問題中のテキスト使用課題にも使用されるが、時間が文章問題より短いことを考慮すべきである。

追加試験問題としては以下のものが考えられる：

内容に関連した語彙と文法もしくは語彙か文法に関する問題

ドイツ語への翻訳

聞き取り問題

あるいは：

文章問題の代わりとして作文課題がまだ出題されていない場合には、視覚題材に基づいた作文

#### 2.2.2.1 語彙と文法に関する課題

語彙の分野で適切な課題は類義語、反意語、関連語群に関するもの、文法の分野では、形態論と統語論に関するものである。また、文法問題では語や文の機能に注意を払うべきであり、文法規則を問うのは試験目的に合致しない。

設問は

容易に把握し得る簡潔な文脈かコンテキストで、

明確な判断を可能にするものでなければならない。

課題の量は、それぞれの課題の制限時間とその総合評価にしめる割合を考慮して決められる（2.3.3 参照）。語彙と文法に関する問題は、その量と種類の点で十分な評価を可能にするものでなければならない。

辞書の使用は、それが解答に直接結びつかない場合にのみ許可される。

#### 2.2.2.2 ドイツ語への翻訳

ドイツ語訳を求める課題では、日本語のテキストを読んで理解し、ドイツ語へ移し変える能力が試される。翻訳問題に適したテキスト（あるいはテキストの一部）としては、まとまりがあり、考えの筋道がはっきりしていて、ドイツ語と日本語の構造の違いがよく現れているものを使用する。個々の単語や表現で文脈から十分推量し得ないものについては、日本語での言い換えや説明、あるいはドイツ語の訳や説明を加えてもよい。翻訳問題のテキストは文章問題のテーマと関連づけて選ばねばならない。

翻訳問題では以下の点が重要である：

日本の文字を認識すること

文脈中の言葉や表現を理解すること

複雑でドイツ語との違いが明らかな文の構造を理解すること

翻訳すべきテキストの中心的メッセージを理解すること

日本語の文章をドイツ語で適切に再現すること

### 2.2.2.3 聴解試験

聴解試験では、聴いて理解する能力が求められる。その際材料として、出来る限り日本語母語話者による適度の速さの発話を録音再生したものを使う。量が多すぎず、語彙、文法、話の筋道が難しすぎないテキストを使うべきである。

聴解試験に特に相応しい材料は対話やインタビューのように、構成に口頭によるコミュニケーションの顕著な特徴を備えたものである。録音された日本語の再生時間は3分以内とする。受験者はその録音を通常2回聞くことができる。

必要だとみなされる場合、受験者には最初の聞き取りの前に、場所・時・登場人物、さらに場合によっては発言の動機について日本語で記述した短い説明文が渡される。またこの問題形式における特殊条件に鑑み、必要不可欠な未習語彙説明は日独両語で与えてよいこととする。事物事項について説明が必要な場合は、日本語で与えられる。聴解能力は書面で与えられる質問に解答することによって判定される。(質問も答えも日本語による。)

ここでは以下の点が重要である：

個々の発言の理解

前後関係の認識(例えば：事実関係・登場人物の特徴及びその行動)

状況及び発言の及ぼす効果の把握(例えば：インタビューや討論での対話相手の立場・発言の意図)

重点は内容や事実関係に置くこと。それゆえ、設問は「個々の発言の理解」と「前後関係の認識」を中心になされる。

### 2.2.2.4 視覚的題材ないしは文章による題材に基づく作文

この課題では以下の能力が求められる：

視覚的ないしは文章による題材を理解し、位置づける能力(例えば：読解、事実関係の把握と問題理解)

これらの題材を互いに関連付け、その結果を筋道を立てて正確な言葉でまとめた文章にし、コメントする能力(作文)

この課題に相応しい材料としては、表・広告・絵・シリーズになった一連の絵などが挙げられる。

設問においては示された題材をもとに文章表現する方法がはっきりするように、詳しく説明されなければならない。その説明は作文の量とレベルが適切なものになるよう留意したものでなくてはならない。

## 2.3 試験成績の判定

### 2.3.1 一般的注意事項

基礎科目コースも重点科目コースも評価は同じ基準に基づいて行われる。段階付けは、「現代外国語科目のアビトゥア試験問題設定に関する一般的注意事項」の中の「基礎科目コースと重点科目コースにおける注意事項」に記載の事項に沿って行うこと。

評価には、内容に関する評価と言語理解・運用に関する評価がある。内容に関する評価が行われるのは、テキストの理解やテーマの展開・意見表明についてであり、言語に関する評価は、表現能力（文章形態・構成・量・文体の点で適切であること）と言語の正確さについて行われる。言語的弱点が認められ、それが表現能力の領域に属するものか、言語の正確さの領域に属するものか、一概に決められない場合もあるが、最終的には、それがどちらか一つの領域のみに区分されるものとして判定しなければならない。

総合点の決定に際しては、言語に関する評価がより重要視される。言語に関する評価または内容に関する評価のどちらかが「不可」である場合、「3」以上の総合評点を与えてはならない。複合問題では、この規則が文章問題とその他の追加問題に関してそれぞれ別個に適用される。

### 2.3.2 内容に関する評価

#### < テキストと問題の理解 >

評価は、提示されたテキストが、どの程度正確に詳しく理解されているか、つまり個々には以下の点について行う。

内容を理解し説明する能力

問題点の認識と説明能力

テキストの種類とその特徴について認識する能力

使用されている言語手段を認識し、その機能を説明する能力

#### < テキストの内容を越える知識・前後関係の把握・意見表明 >

評価は、解答に課題の中のテーマがいかに展開されているか、その際、他の分野の知識がいかに利用されているか、及び自分の意見を表明する能力について行われる。個々には以下の点である。

事実関係及び対象となる文化についての知識の正確さ及び豊かさ

知識を整理する能力

課題テキストの内容またはそれ以外の事実関係に基づいて、自分の意見の理由付けをする能力

自分の意見を形成する際の自主性

### 2.3.3 言語理解・運用に関する評価

#### < 言語の正確さ >

言語の正確さとは、記述された文章が文法及び語彙の規則に合致していることを言う。

誤答の判定には特に以下の点に注意を要する：

基本的な文法規則にどの程度反しているか、または慣用語彙の誤使用がどの程度あるか  
誤りがどの程度コミュニケーションの妨げとなるか

さらに以下の基準に留意すること：

軽い誤りとしては以下のものが挙げられる。

意味内容に差し障りがない程度の「ケアレスミス」

使用頻度の低い文字の誤った使用

頻度の低い個々の文字の書き方についてのミス

不適切な単語の選択

以下のものは重大な誤りとみなされる。

語選択の誤り

文法の誤用

使用頻度の高い文字の誤った使用

使用頻度の高い個々の文字の書き方そのものについてのミス

解答に抜け落ちている部分がある場合には、その量と他の解答部分との関連性を考慮して判定すること。

#### < 表現能力 >

評価されるのは、それぞれの課題において、適切な表現を用いて論理的でまとまった文章を作成するのにどの程度成功しているかである。それには課題で示される状況とテキストの種類に関連した以下の諸点が含まれる：

テーマに関連した専門用語あるいは文字を使いこなしているか

使われた語彙と文字の種類

語選択が適切かどうか、表現や慣用句の用法が的確かどうか

文と文の関係づけがうまく行われているか、意味のある結合になっているか

### 2.3.4 総合点の算出

総合点の算出に際して、言語に関する評価と内容に関する評価の両方が算出される場合には、言語に関する評価に明白な重きを置くこと。言語に関する評価あるいは内容に関する評価のどちらか一方が「不可」である場合、総合点が「3」を超えてはならない。複合問題においては、その中の個々の部分問題の評価からその相互関係に照らして総合点が算出される。文章問題が全体に占める割合は少なくとも半分以上とする。

### 2.3.5 「可」(最低基準)の評価「5」

以下の場合、言語に関する評価は「可」とされる：

事実関係や意見を理解できるように表現するための語彙が十分にあり、課題で扱われている事項に関わる重要な単語や慣用表現に関する知識があると認められる場合

文の一部、個々の文章、及び文章グループの相互の結びつきが適当である場合

言語の形式上の間違いがあっても、それが内容を著しく妨げることなく、基本的な規則性を理解していると認められる場合

以下の場合、内容に関する評価は「可」とされる：

与えられた題材（例えば：印刷されたテキスト・録音されたテキスト・絵・図）から課題処理に必要な情報の大部分を理解していると認められる場合

与えられた課題すべてないしはその大部分に関連づけて解答が行われた場合

情報がおおむね整然と相互の関連性をもって、また必要によってはテキスト内容と関連付けて表現されている場合

翻訳問題の評価は、和文テキストの内容が全体としてわかりやすく、言語的にも適切に独訳されていれば「可」とされる。

### 3. 口頭試験

#### 3.1 試験の目標

アビトゥア試験の口頭試験では、日本語で状況に適した表現をする能力が求められる。詳しくは以下の諸点である：

正しい発音・イントネーションで話したり、テキストを朗読したりする能力

読んだり聞いたりしたテキストの内容を適切な形式にまとめて述べる能力

話のまとめりや組み立てに気をつけて表現する能力

質問を理解し、反論や提案に応じて、ふさわしく答える能力

同意・拒絶・反論・関連付けなどを適切な語彙や表現を使って表現する能力

知っていることを有意義に発言に取り入れる能力

テーマに関連してさらに進んだ問いかけをしたり、自分の意見を言ったりする能力

#### 3.2 課題作成

口頭試験の出題材料として以下のものが挙げられる：

1つのテキスト

複数のテキスト

視覚的題材（例えば：絵・シリーズになった絵のセット・スライド・図表・統計）

テキストと視覚的題材の組み合わせ

いずれの場合も設問がこれに加えられる。題材はテキストあるいは録音を聞く形で与えられる。これらの題材の選択基準には、筆記試験の際と同様の基準が適用される。

課題の量と複雑さは準備及び試験そのものの時間とのかねあいで考慮されるべきである。即ち、何ほどの程度期待されているのかが受験生にわかるものでなければならない。課題は、それについてまとまった発言がしやすいものであるとともに、題材の枠を超えた会話をも可能にするようなものでなければならない。さらに、課題の意図がはっきりしていて、3.3で示す評価の基準に基づいた能力判定を可能にするもので、個々の受験生の成績の差を明確に表すようなものであり、この試験でもとめられるすべての範囲にわたる能力判定を可能にするものでなければならない。

複雑な文法事項をドイツ語で説明しなければならない例外的場合を除いて、試験はすべて日本語で行われる。

試験前の準備時間中は独和・和独辞典と漢字字典の使用が許される。使用を許可された辞書では容易に見つけ出せないような単語（2.1参照）に関しては、説明を与えて良い。聞き取り問題では、辞書は使用できないので、単語の説明を与えて良い。

### 3.3 成績判定基準

2.3 に示された判定基準は、基本的には口頭試験にも適用されるが、さらに以下のことが追加される：

表現能力に関しては、流暢に話されているかどうか、受験生の発言が準備時間中に作成したメモから如何に独立しているか

発音とイントネーションが正確であるか

対話相手との関係（相手の質問や異議に内容的に適切且つ正確に対応しているかどうか）において内容がどうであるか

流暢さと言語の正確さを判定する際には、会話の特徴（例えば：発話の中断や再開・省略・次に何を言うか考えるための休止等）を十分に考慮しなければならない。

受験生に次の能力が認められた場合、「可」「5」の評点が与えられる：

わかりやすく、基本的な語彙を用いて、言語的に大きな誤用なしに口頭表現できた場合

課題に関する質問や異議に答えることが出来る場合

与えられた題材の本質的な情報を理解していることが認められる場合

更に以下の条件のうち一つが満たされなければならない：

準備したものをまとめて口頭発表すること

課題の内容を超える知識を問う場合には、ヒントを与えること

## 4. 基礎科目コース筆記試験の出題例

### 4.1 解説

以下の出題例は、試験で求められる学習レベルがどの水準であるかを、例として示したものである。

出題例は、この「試験統一基準」が試験問題の構想を練る際にどのような意味があるかを明らかにするものである。これらの例は拘束性のある模範例としてではなく、あくまでも参考とすべき提案として理解されねばならない。州によりシラバスや方針が異なるし、また試験問題の構想を練る際に考慮されるべき授業形態も多様なので、内容や個々の要求基準を固定的に規定することは認められない。出題例の選択に際しても、特定の文学・言語学的あるいは教授法上の一定の方向を優先させることを勧めているのではない。

出題例は可能な限り以下のように分類してある：

テキスト

課題と設問

試験前の授業に必要となり得る前提についての説明

求められる解答

求められる解答についての記述に関しては、ここでは可能な解答の1つが挙げられているに過ぎないということを考慮しなければならない。即ち、試験前の授業内容との関連によっては、他の解答も、それが試験の問題に適応しており論理的なものである限り、正答とみなせる場合がある。

### 4.2 基礎科目コース試験の例

以下の出題例が記述されている：

文章問題（叙述文、試験時間約 180 分）

文章問題（文学的テキスト、試験時間約 180 分）